弁護士費用の種類・一般の民事事件・刑事事件

弁護士費用の種類

①法律相談料：法律相談の対価としてお支払いいただくものです。
②着　手　金：弁護士に依頼する際にお支払いいただくものです。
③報　酬　金：事件が終了したときに、成功の程度に応じてお支払いいただくものです。
④顧　問　料：契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価としてお支払いいただくものです。
⑤日　　当：弁護士の所属事務所所在地を離れて出張を要する業務を行う場合にお支払いいただくものです。

一般の民事事件を受任する場合の弁護士費用

弁護士費用の種類は以下のとおりです。

経済的利益の額	着手金	報酬
300万円以下	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+99,000円(税込)	11%+198,000円(税込)
3,000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+759,000円(税込)	6.6%+1,518,000円(税込)
3億円を超える場合	2.2%+4,059,000円(税込)	4.4%+8,118,000円(税込)

※着手金は、審級ごと（1 審、2 審、上告審ごと）にお支払いいただきます。

※着手金の最低限度額は、交渉事件の場合、165,000円（税込）、訴訟事件及び調停事件の場合、330,000円（税込）です。

※民事執行手続及び民事保全手続きは、上記訴訟事件とは異なりますので着手金及び報酬金も別途お支払いいただくことになります。

※民事事件を上級審（2 審、上告審）まで引き続いて受任した場合の報酬金は、特に定めのない限り、最終審における報酬金のみをお支払いいただきます。

刑事事件を受任する場合の弁護士費用

弁護士費用の種類は以下のとおりです。

着手金	簡易な事件の場合 330,000円(税込)から550,000円(税込) それ以外の事件の場合は、事件の難易度により算定させていただきます。
報酬金	簡易な事件の場合 330,000円(税込)から550,000円(税込) それ以外の事件の場合は、事件の難易度により算定させていただきます。

※掲載費用は全て税込になります。